

第2編 北九州市の人権に関する取組み状況

第1章 人権を取り巻く状況

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、様々な施策が推進されています。

日本固有の人権問題である同和問題の解決を図るために、国は昭和44年（1969年）「同和对策事業特別措置法」を制定し、以降33年間にわたって早期解決に向けて特別対策を実施してきました。

平成8年（1996年）に出された地域改善対策協議会の意見具申の中で、同和問題解決への取組みを今後はあらゆる人権問題の解決に向けた取組みとして進める必要性が述べられています。さらに、「これまでの同和教育や啓発活動の中で培われてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきである」と人権教育・人権啓発の重要性についても述べられています。

平成12年（2000年）12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年（2002年）3月には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、国連において「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、平成9年（1997年）、「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定し、あらゆる差別が解消されるような人権教育・人権啓発の取組みもなされてきました。

その後、平成28年（2016年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法（同年4月施行））、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法（同年6月施行））、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法（同年12月施行））など、個別の人権課題に関する法整備が進みました。

この他、東日本大震災などの災害に起因する人権問題、SNSの急速な普及に伴う人権侵害、LGBT（※）等と呼ばれる性的少数者の人権、様々なハラスメントなどに関する国民の関心が高まっています。

一方、経済活動のグローバル化や国際的な人権・環境問題への関心の高まりの中、企業が社会に果たすべき責任（Corporate Social Responsibility = CSR）の重要性がクローズアップされており、国内外の企業で人権尊重や環境保護、企業倫理や法令遵守（コンプライアンス）など様々なCSRへの取組みが行われています。

(※) LGBT

レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった性的少数者の総称です。

この他、これまでに整備された個別の人権課題に関する条約や法律、制度等については、資料編（41 頁以降）にまとめています。

第 2 章 北九州市の人権に関する取組み状況

北九州市は、全国に先駆けて「身体障害者福祉モデル都市宣言」（昭和 48 年（1973 年））を行い、障害者施策を市政の重要な柱として推進したのをはじめとして、同和行政を計画的かつ主体性を持って総合的に推進するための「北九州市同和対策総合計画」（昭和 59 年（1984 年））の策定、女性に関する施策を体系的に推進するための「北九州市女性プラン」（平成 2 年（1990 年））の策定など、個別の人権課題解決にあたっては、それぞれの分野の法令や計画等に基づき積極的、計画的に施策を推進してきました。

平成 17 年（2005 年）には、「人権文化のまちづくり」を進めるための理念や取組みを定めた「北九州市人権行政指針」を策定し、市民がまちづくりの主役であることを認識して、市民の自主性、主体性を発揮できる環境づくりに努め、すべての施策において人権尊重を基調とし、行政総体で「人権文化のまちづくり」を進めてきました。

市民一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持ち、人権を尊重するという行動の輪を広げることを目的とした「人権の約束事運動」の推進や、市長を本部長とした全庁的組織「北九州市人権施策推進本部」を置き、すべての部局が相互に連携・協力する体制を整え、すべての施策を通じて人権尊重意識の普及・啓発に努めました。

また、効果的かつ着実な人権啓発の推進のために人権関連組織の見直しを行い、人権啓発の拠点として平成 19 年（2007 年）「人権推進センター」を設置、人権啓発に取り組んできました。

平成 20 年（2008 年）12 月には、新たな基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランを策定し（平成 25 年（2013 年）12 月改訂）、その中で「人権文化のまちづくり」を推進するとしました。

また、平成 22 年（2010 年）10 月に施行された、本市のまちづくりの基本となる「北九州市自治基本条例」においても、「まちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまち）を実現することを旨として行われなければならない」と決めました。

人権教育に関しては、平成 21 年（2009 年）に「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を策定、その中で「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」ことを基本的な柱の 1 つに設定し学校教育を進めるほか、社会教育においては、平成 28 年（2016 年）に「北九州市生涯学習推進計画《“学びの環” 推進プラン》」を策定、「人権文化のまちづくり」の

実現に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、多様な学習機会の充実を図っています。

5年ごとに実施している人権に関する市民意識調査の最新の結果（平成27年（2015年））では、「あなたは、人権問題・差別問題にどの程度関心をもっていますか」との問いに対して、7割を超える人が「非常に関心がある」又は「多少関心がある」と回答しており、前回の調査（平成22年（2010年））より約6ポイント上昇しています。

また、「人権の大切さを理解し、人権を尊重するという意識を高めて、「人権文化のまちづくり」を進めるためには、今後どのような取り組みを行えばよいと思いますか」との問いに対しては、「学校教育の中で人権を大事にする心を育てる」、「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」、「家庭の中で人権を大事にする心を育てる」という項目が高い比率を示しており、社会の仕組みの改善や学校教育、家庭教育における取り組みが期待されているといえます。

なお、人権に関する情報に接する回数が多い人ほど人権問題に対して能動的で、意識が高い傾向があります。

今後も、このような人権を取り巻く状況や市民の意識の変化などを踏まえて、すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちをめざして取り組みを進めていきます。

個別の人権課題に対する北九州市の取り組み状況は以下のとおりです。

【同和問題】

我が国固有の人権問題である同和問題は、日本社会の中で長い間続いた部落差別によって生じた、人間のいのちにかかわる問題です。また、同和問題は社会における経済活動や教育、地域での生活にかかわって起こる問題であり、国民全体にかかわる問題です。

昭和40年（1965年）に国の同和对策審議会から出された答申では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示され、同和問題を抜本的に解決するために、国、地方自治体が一体となって積極的に取り組んできました。

本市においては、平成13年（2001年）度末をもって同和对策のための特別措置法（地対財特法）が法期限を迎えること等から、平成14年（2002年）2月に「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定し、「同和問題解決への取り組みは多くの人々の努力によって一定の成果をあげているものの、教育、啓発などの分野で課題が残されている。今後は残された課題解決に向けて、同和問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、あらゆる差別の解消を視座に据えて、また、国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取り組みなどを踏まえて積極的に施策を推進することが求められている」という基本認識のもと、特別対策は基本的には終了し、残された課題の解決への取り組みは一般対策で適正に実

施することとしました。

本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランでも、「これまでの同和問題解決への取組みの成果と課題を踏まえて、同和問題を人権問題という本質からとらえ、あらゆる人権問題の解決につなげていくという見地に立って、生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発を進めます」としています。

また、平成 23 年に全国規模の戸籍不正取得事件が発覚したこともあり、各自治体で本人通知制度の導入が進み、本市においても平成 27 年 9 月から導入しました。

本市が平成 27 年（2015 年）に実施した人権に関する市民意識調査では、「同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識はまだあると思いますか」という問いに対して、「差別意識を持っている人はまだいる・まだ多い」と答えた人が 65.6% となっており、未だに多くの方が同和地区への差別意識があると認識しています。

一方で、「同和問題を解決するためには、大切なのはどのようなことだと思いますか」という問いに、「国民が同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のために努力する」が 51.2% と最も多く、また回を追うごとに増加しています。

今後もこの問題について市民が正しい知識を身につけ、理解と認識を深めるよう啓発に取り組んでいきます。

昨今、市内においては、差別的なはり紙や落書きをする事象が発生しています。また、インターネットを悪用した差別を助長するような情報発信や悪質な書き込みなどが問題となっています。

このような状況の中、平成 28 年（2016 年）12 月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り部落差別は許されないものである」との認識の下に、部落差別のない社会を実現すると謳っています。

本市では、法の趣旨に基づき、国や県と連携しながら、今後も国民的課題である同和問題の解決に向けて取組みを進めます。

【女性】

女性の人権については、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあり、男女がともに人権を尊重される男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にありました。

そのため、本市では平成 14 年（2002 年）4 月、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」を施行し、平成 16 年（2004 年）4 月には、条例に基づく「北九州市男女共同参画基本計画」を策定、様々な取組みを積極的に進めてきました。

その結果、「平成 23 年北九州市男女共同参画社会に関する調査」では、いわゆる性別による固定的役割分担意識に否定的な人が肯定的な人の割合を初めて上回り、また、平成 24 年（2012 年）度には、市の付属機関等における女性委員の参画率が 40.7% となり、政令指定

都市で初めて 40% を超えるなど、本市の男女共同参画は、着実に進展しました。

一方で、女性の様々な分野への参画や就業、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、市民の意識、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っています。

こうした状況を踏まえ、女性がいきいきと活躍できるまちを目指し、平成 26 年（2014 年）に「第 3 次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、男女にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、「女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進」を柱の一つに掲げています。この中で「女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶」への取組みを「第 2 次北九州市 DV 対策基本計画」と位置づけており、DV（夫・妻、パートナーからの暴力）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権侵害となる行為を許さない社会風土の醸成に取り組むほか、DV 被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行います。

また、この「第 3 次北九州市男女共同参画基本計画」では、付属機関等の女性委員の参画率について、平成 30 年度までに 50% という目標を掲げていましたが、平成 29 年度には 53.2% となり、政令指定都市で初めて 50% を超えました。

平成 27 年（2015 年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されるなど、女性の活躍への期待、関心が高まりつつあります。

今後も男女共同参画社会の形成に向けて、市民及び事業者等並びに国及び県などの行政機関との連携を図りながら、これらの施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

【子ども】

子どもの人権に関しては、親等による虐待、凶悪化・粗暴化する少年非行、犯罪の加害者や被害者となる子どもの増加等様々な問題や学校における校内暴力やいじめ、不登校、体罰等の問題があります。

虐待に対しては、関係機関職員への研修や市民への啓発など児童虐待防止推進事業に積極的に取り組んだ結果、虐待通告件数は増加傾向にあるものの、虐待が深刻化する前に早期発見し、発生した虐待に対しては関係機関と連携して早期対応することができています。今後も、児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見・早期対応できるように引き続き関係機関との連携を強化し、虐待対応関係職員の資質向上、虐待を受けた子どもの心のケア、養育に問題を抱える家庭への支援など、さらなる児童虐待防止に取り組めます。

不登校やいじめ問題等に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援のための講師を配置するなど問題の解決を目指して様々な取り組みを行っていますが、今後も学校における相談、指導等の援助を一層充実していきます。

また、いのちの大切さを学ばせることや人間関係を築く力、規範意識、正義感、コミュニケーション能力等の育成や心の居場所づくりが必要なことから、すべての教育活動を通して、体験活動などを積極的に取り入れながら「心の教育」の充実に力を入れています。

さらに、青少年の健全育成及び非行防止のために、子どもたちが主体的に活動できる機会や場の提供、またその活動を支える地域団体の活動の支援等を行うなど、子どもたちの「生きる力」を育む施策に取り組んでいます。

乳幼児期においても人とのかかわりの中で、人に対する愛情や信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指した就学前の教育・保育を行っています。

また、収入が低い母子家庭など親の世代の貧困が子どもの教育格差を生み、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の問題が指摘され、その対応が必要とされています。そこで、本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

このような子どもを取り巻く様々な環境や取り組みを踏まえ、子どもが健やかに成長できる環境を地域社会全体で一体となって築くために平成26年(2014年)11月には「元気発進！子どもプラン(第2次計画)(北九州市次世代育成行動計画・北九州市子ども・子育て支援事業計画)【平成27～31年度】」を策定しました。

今後も全ての子どもの人権が尊重され、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持つ、自立した心を育ていけるような環境づくりを目指して、家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体で連携・協力しながら、子どもを生き育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指し、「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」を推進します。

【高齢者】

我が国では、平均寿命の伸びや少子化などを背景に、高齢化が進んでいます。

北九州市の高齢化は、全国平均を上回る速さで進んでおり、平成29年(2017年)3月末現在29.6%で、3.3人に1人が高齢者(65歳以上)という状況となっています。

高齢化の進行により、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、また、これに伴う家族介護者の負担や不安への対応が課題となっています。

なかでも、在宅の高齢者の方々に対する、養護者等による身体的・心理的・経済的虐待や、養介護施設従事者等による虐待などが大きな社会問題となっています。

本市では、平成5年度に策定した「北九州市高齢化社会対策総合計画」の結果を踏まえ、平成18年度からは「北九州市高齢者支援計画」を3年ごとに策定、現在は多様なシニアライフが認められる社会をめざして、第四次計画(平成27～29年度)に基づいてさまざまな高齢者施策を推進しています。

認知症は誰でもなる可能性がある身近な病気です。本市の認知症高齢者の数は、平成27年に3万7千人を超え、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくために、より多くの方に認知症についての正しい理解を広げる必要があります。そのため本市

は、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。

また、認知症の人やその家族が交流や相談できるしくみとして、「認知症介護家族交流会」の実施や、「認知症・介護家族コールセンター」を開設するなどの取り組みを行っています。

さらに、地域での支え合い機能の強化と身近な相談体制づくりのため、地域包括支援センターやいのちをつなぐネットワークの取り組みを活かして、相談支援のしくみづくりを進めています。

高齢者への虐待に対しては、相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して、高齢者に対する虐待防止や高齢者虐待対応能力の向上を図ります。また、介護事業所や施設に対しては、定期的に虐待防止の取り組みの実施状況の確認や指導を行っています。

また、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取り組みを充実します。

【障害のある人】

障害のある人々は様々な物理的または社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況です。また、障害のある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあります。

本市では、平成24年(2012年)度に策定した「北九州市障害者支援計画」において掲げた「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重しあいながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり～障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現～」の理念のもと、障害福祉施策に積極的に取り組んでいるところです。

平成28年(2016年)4月の「障害者差別解消法」施行にむけて、平成27年度(2015年度)には「北九州市障害者差別解消法連絡会議」を開催して本市が対応すべき課題等を検討し、「北九州市職員対応要領・職員向けガイドライン」を策定しました。また、平成28年(2016年)4月からは、障害者差別に関する専門の相談窓口である「障害者差別解消相談コーナー」を開設し、同年8月、差別に関する相談等の情報共有や関係機関の連携強化を目的とした「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。

北九州市障害者支援計画は、基本目標のひとつに「人権の尊重・社会参加の促進」を掲げており、今後も、障害の有無に関わらず誰もが安心して生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指します。

また、教育の分野では、平成19年度(2007年度)、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育(本市では養護教育)」から、全て

の幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、弾力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換しました。平成28年度（2016年度）で10年目を迎え、多様な教育的ニーズ等に、より適切に対応していくため、平成29年（2017年）1月、特別支援教育に特化した「北九州市特別支援教育推進プラン」を策定しました。

このプランに基づき、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行うことができるように、推進体制を整えていきます。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式、祭事、多くの口承文学等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化の十分な保存、伝承が困難な状況にあります。我が国では、平成9年（1997年）に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

国連総会では、平成19年（2007年）9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、国内においても、平成20年（2008年）6月の国会において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択しました。それを受けて「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（平成21年7月）、また、政府、有識者及びアイヌの人々からなる「アイヌ政策推進会議」を開催し、政策が進められています。

しかし、今なお、アイヌの人々への理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

本市においても、人権啓発ラジオ番組や、啓発資料の提供など、アイヌの人々の人権に関する啓発を進めています。

【外国人】

外国人については、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題や、外国人に対する就職差別等様々な人権侵害があり、その背景には、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在などがあります。

近年では外国人住民の増加とともに多国籍化が進んでいることもあり、「多文化共生（※）」の重要性が増しています。

本市では、平成20年（2008年）に、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランの中で、まちづくりの取組みの方針の一つとして、多文化共生の推進を掲げ、外国人が滞在・生活しやすいまちづくりを推進しています。

さらに、平成23年（2011年）7月には、「北九州市国際政策推進大綱2011」を策定し、「アジアにおける多文化共生先進都市を目指したまちづくり」を基本方針の一つに掲げ、具体的な施策を推進してきました。

しかし、平成26年（2014年）実施の「北九州地域における多文化共生の現状調査」では、日本人と外国人の相互理解の現状について、外国籍であることによる偏見等が未だ解決されていないことが分かりました。そこで、平成28年2月に策定した「北九州市国際政策

推進大綱 2016」においても、「多様性が力となる多文化共生の推進」を基本方針の一つとし、外国人市民が安全で安心して暮らせるようなまちづくりを進めるとともに、外国人市民が地域の担い手となって活躍することで地域力が高まっていくよう努めることとしました。

また、外国人をめぐる人権問題の中でも、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が社会的問題となっており、平成 28 年（2016 年）6 月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆるヘイトスピーチ解消法）が施行され、ヘイトスピーチを許すことなく、民族や国籍を問わず違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会をめざすこととしています。今後も、法の趣旨を踏まえ、民族や国籍の違いを越え、互いの理解が進むよう、多文化共生の推進に努めます。

（※）多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

【HIV 感染者・ハンセン病患者等】

国内では、HIV 感染者の新規報告件数は平成 19 年（2007 年）以降、平成 20 年（2008 年）をピークとして年間 1,000 件以上で横ばいに推移しており、また、エイズ患者の新規報告件数についても平成 18 年（2006 年）以降、年間 400 件以上で横ばいでの推移が続いています。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、適切な治療により、エイズ発症予防が可能な慢性感染症となったにもかかわらず、正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況であり、社会的偏見や差別により様々な不利益を受けるといった問題があります。

エイズを含む感染症対策を講じるため、平成 11 年（1999 年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症の患者等の人権を尊重しながら、感染症の予防と患者等に対する医療について総合的な施策の推進が図られています。さらに、HIV 感染症に関しては、同法の規定に基づく「特定感染症予防指針」が策定されており、正しい知識の普及啓発や人権の尊重等について具体的な取組みが示されています。

本市では、「世界エイズデーレッドリボンキャンペーン」の実施をはじめ、各種啓発事業や、学校等を対象としたエイズ教育、医療関係者への研修実施などに取り組むとともに、HIV カウンセラー派遣制度を設け患者・感染者やその家族等の精神的な支援を行うなど、総合的なエイズ対策を推進しています。

また、ハンセン病は、「らい菌」という極めて感染力の弱い細菌による感染症で、かつて遺伝病などと誤解され、患者の強制隔離が行われるなどの人権侵害が行われていました。現在は、感染しても発病することはごくまれで、適切な治療により後遺症も残らず完治する病気ですが、平成 15 年（2003 年）に、熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対す

る宿泊拒否事件という、誤った認識や偏見による人権侵害が起きました。

このような偏見や差別の解消を推進するため、平成 21 年（2009 年）4 月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

また、平成 22 年（2010 年）には、国連総会に、「ハンセン病差別撤廃決議」を主提案国として提出、採択されました。

本市では、エイズやハンセン病、その他感染症にかかわる人権問題について、国や県など関係機関と連携を図り、人権啓発ラジオ番組や、講演会、啓発資料の提供などを通じて、市民への正しい知識の普及と差別や偏見の解消に努めています。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指すにあたり困難な状況に置かれています。

刑を終えて出所した人の社会復帰を支援することは、再犯防止に結びつくことが期待できます。

平成 28 年（2017 年）12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中で受け入れ、見守り、支えていくことは何よりも大切です。

本市では、刑を終えて出所した人たちの更生について市民の理解を深めることを目的に、毎年 7 月 1 日の「更生保護の日」を中心に“社会を明るくする運動”を実施するなど、地域・事業者・行政が連携を図りながら、これらの人々や家族の人権を尊重する市民意識の向上に努めています。

【犯罪被害者等】

犯罪被害者本人と、その家族、遺族は、犯罪の直接的な被害に加え、精神的被害や収入の途絶などにより経済的にも困難な状況に陥るなどの他、興味本位のうわさや、心ない中傷等により、名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの二次的な被害を受けるという問題があります。

平成 17 年（2005 年）4 月に、「犯罪被害者等基本法」（平成 27 年（2015 年）改正）が施行されました。その中で、「国民は、犯罪被害者の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない」と明記されています。

北九州市では、平成 26 年度に策定した「北九州市安全・安心条例」に基づく「北九州市安全・安心条例行動計画（アクションプラン）」（平成 27～31 年度）において「安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実」として、犯罪被害者支援に取り組んでいます。

現在、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」と「性暴力被害者支援センター・ふくおか」

を福岡県、福岡市と共同で設置し、犯罪被害者等が直面している問題について、面接、カウンセリングや警察、病院、裁判所等への付き添いまでを、総合的に支援する取り組みを行っています。

【インターネットによる人権侵害】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、プライバシーを侵害したり、また、差別を助長する表現の書き込みや個人情報の流出など、人権に関わる様々な問題が起きています。

近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及にともない、インターネット上での人権を無視した発言や行為の情報発信も多く見られるようになりました。青少年の利用も年々増加している中、誹謗中傷の書き込みなどにより子どもが加害者や被害者になったり、インターネットを利用した犯罪に巻き込まれるなどの事案も発生しています。

平成 21 年（2009 年）4 月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット事業者にフィルタリングの義務づけがなされました。

平成 26 年（2014 年）11 月には、いわゆるリベンジ・ポルノ等による被害の発生・拡大を防止するために、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が成立しました。

本市においては、人権啓発ラジオ番組や、講演会、啓発資料の提供などを通じて、インターネットを正しく活用することや、情報を鵜呑みにせず正しい知識をもって判断することの大切さを継続的に啓発しているほか、学校等においても、児童・生徒、保護者を対象にインターネットや携帯電話、スマートフォンの危険性について教育・啓発を進めています。

また、インターネット掲示板等への書き込みによる人権侵害に関しては法務局など関係機関と連携、協働しながらプロバイダ等に削除依頼を行うなど、人権侵害に迅速に対応しています。

【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】

1970 年代から 1980 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いもたれています。日本政府は、これまでに 17 名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

平成 18 年（2006 年）6 月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、政府は「拉致問題対策本部」を設置しました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年 12 月 10 ～ 16 日）」が定められました。また、平成 23 年（2011 年）4 月の閣議決定で、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。

平成 27 年（2015 年）、我が国は EU と共同で国連総会本会議に「北朝鮮人権状況決議案」を提出し、拉致被害者の早期帰国等により国際的な懸念事項を解決すること等を強く要求、賛成多数で採択されました。

本市においては、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に北朝鮮人権侵害問題パネル展を開催する他、人権啓発ラジオ番組や、講演会、啓発資料の提供など、市民にこの問題についての関心と認識を深めてもらうための取組みを進めています。

【ホームレス】

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が、嫌がらせや暴行を受けるなどといった人権問題が起きています。

そのため、平成 14 年（2002 年）8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 10 年間の時限法として施行されました。その後、平成 24 年（2012 年）に 5 年間、平成 29 年（2017 年）にさらに 10 年間、その期限が延長されました。

本市では、ホームレスに関する諸問題を解決するため、平成 16 年（2004 年）3 月に「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を策定しました。この計画の取組みの柱として、「ホームレス自立支援センター北九州」を開設し、受け入れた入所者に対して生活指導や職業相談を行ってきました。この取組みの結果、就労による自立などにより、近年、ホームレスの数は大幅に減少しています。

今後も、自立支援センターをホームレス対策の中心的な施策と位置付け、市民や民間団体と連携協働し、ホームレスの自立支援を推進するとともに、ホームレスの自立を地域全体で支え合うために地域に開かれた施設づくりに取り組みます。

また、ホームレスの人権については、実施計画の中で重点項目の一つと位置付け、「ホームレス問題への理解促進と人権の尊重」に取り組んでいくこととしており、市民への啓発広報活動を中心に、ホームレス問題への理解促進、人権を尊重する意識の高揚を図るための取組みを推進します。

【性的指向・性自認】

性的指向とは、人の恋愛、性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を言います。同性愛者（男性が男性を、女性が女性を好きになる人）、両性愛者（性愛の対象が、男性、女性の両方に向かう人）は、一般的な固定観念（性愛の対象が異性である）と異なるために、偏見や差別の対象とされ、嫌がらせや、職場での不利益などの差別的取り扱いを受けることがあります。

また、こころの性とからだの性が一致しない性同一性障害者などの性自認に関する少数派の人々は、社会生活上様々な問題を抱えるほか、周囲の人からの偏見や差別を受けることがあります。

平成 16 年（2004 年）7 月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす場合に性別の取扱いの変更の審判を

受けることができるようになりました。

教育においては、平成 27 年（2015 年）4 月に、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知が出され、この中で、性同一性障害の児童生徒に関してだけでなく、性的少数者全般に関して支援することとされ、北九州市もこれに沿って学校教育における児童生徒への対応を行なっています。

また、性的指向や性自認に関する少数派の人への市民の理解を一層深め、差別や偏見を解消するため、講演会やラジオ番組、啓発資料の提供などを通じて啓発を推進するほか、職員研修等も進め、だれもが生活しやすい環境づくりを目指します。

【人身取引（トラフィッキング）】

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取、強制労働、臓器売買などを目的とした事案が発生しており、主に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者となっています。

我が国では、平成 16 年（2004 年）4 月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 12 月に人身取引の撲滅、防止、被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」がとりまとめられました。その後、人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、平成 26 年（2014 年）12 月に新たに「人身取引対策行動計画 2014」が策定されて、関係行政機関が密接な連携を図りつつ人身取引対策に取り組んでいます。

本市においても、この問題についての市民の関心や理解を深めるため、講演会やラジオ番組、啓発資料の提供などを通じて啓発を進めています。

【東日本大震災に起因する人権問題】

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により、未曾有の大災害となりました。この津波により、東京電力福島第一原子力発電所が被害を受け、いまだ多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難生活の長期化によるトラブルや、放射線被ばくについての風評等による差別的取扱い、避難先の学校におけるいじめ問題、などといった人権問題が発生しています。

東日本大震災に限らず、被災された方々が偏見や差別を受けることなく、安心して生活することができるためには、人々が正しい知識と思いやりの心を持って問題を解決していくとともに、人権問題の発生を防ぐことが大切です。

本市では、市民の理解を一層深めるため、講演会やラジオ番組、啓発資料の提供などを通じて啓発を進めます。

【様々な人権問題への取組み】

□ 人権救済等に関する制度

児童・高齢者・障害のある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等の他、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区名とする地名等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が全国的に発生しています。

このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、独立性、迅速性、専門性を具えた実効性のある人権救済等に関する法制度の早期確立を、本市は他の自治体とともに国へ働きかけています。

□ 個人情報の保護

高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の流出や漏洩等を防止するため、国の法制度の整備に併せ、平成 16 年（2004 年）12 月に「北九州市個人情報保護条例」を全部改正したほか、平成 27 年（2015 年）6 月にはマイナンバー法の制定に伴い条例を一部改正し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めています。また近年では、職務上の資格を利用して戸籍や住民票の写しなどを不正に取得するという事件も起こっており、北九州市では住民票の写し等の不正取得が行われた場合に、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的に、平成 27 年 9 月から「本人通知制度」を導入しています。

□ 職場における人権問題

職場においては、従来より同和問題をはじめ女性や障害のある人、外国人などの人権課題がありますが、近年では、これらに加えて様々なハラスメントが問題となっています。

「セクシュアル・ハラスメント」（性的嫌がらせ）の他に、「マタニティ・ハラスメント」といわれる妊娠・出産・育児休業等を理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いや同僚・上司などによる嫌がらせや、「パワー・ハラスメント」（パワハラ）といわれる、言葉や態度、文書などによって人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的暴力により、その人が職場を退職せざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気が悪くさせたりする行為があります。

さらに、人事院は、平成 28 年（2016 年）に「セクシュアル・ハラスメント」の対象に「性的指向」や「性自認」に関するものを加えました。

職場で働く人たちが、お互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくりが求められています。

本市では、毎年、企業の人権担当者が参加する研修会や講演会を開催するほか、人権問題啓発推進協議会と連携し、人権問題に関する情報提供を行うなど、企業の人権への取組みを支援しています。

□ 「いのち」をつなぐ

平成 27 年（2015 年）に生活困窮者自立支援法が施行され、支援制度が開始されました。これにより北九州市でも、生活保護に至る前の生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、相談支援、就労準備支援、子どもの学習支援などの事業を行っています。

「自殺対策基本法」（平成 18 年（2006 年）施行）や「自殺総合対策大綱」（平成 19 年（2007 年）施行）に基づき、関係機関・団体等で構成する「北九州市自殺対策連絡会議」を中心に、それぞれの分野において自殺対策に取り組んできました。平成 28 年（2016 年）の自殺対策基本法の改正では、市町村に地域の実情を勘案した計画の策定が義務付けられたことから、平成 29 年 5 月に「北九州市自殺対策計画」を策定し、総合的な自殺対策の取組みを推進していきます。

北九州市が行うすべての施策は人権にかかわる施策であり、人間の尊厳を守る施策であり、「いのち」を将来に向かってつないでいく施策でもあります。

人間と地球環境との共存という大きな視点を踏まえ、市民が健康で快適に、安全にそして安心して暮らしていくための身近な環境づくりや、ESD（Education for Sustainable Development = 持続可能な開発のための教育）の普及啓発を進めています。